

**趣旨** この規程は、本校の教育目標の達成をめざし、児童が自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点とともに小中学校9年間を見通して、将来的には社会に通じる児童を育てる意図のもと必要な事項を定めるものである。

### 1 遅刻・欠席・検温についての指導

- (1) 登校は、8時15分までに登校班で学校に来る。欠席・遅刻の連絡は、8時15分までに保護者が「すぐーる」で行う。
- (2) 正当な理由なく遅刻・欠席は、2日連続、または週に3回以上続く場合は、電話連絡または家庭訪問をして指導する。改善されない場合は、保護者に来校していただき、指導する。

### 2 校外飛び出しについての指導

- (1) 許可なく学校外へ出た場合は、家庭連絡をする。場合によっては、保護者から警察に保護願いを要請する。

### 3 不要物の持ち込みについて

- (1) ゲーム、カード、漫画、雑誌、菓子、華美な学用品等、学習に不要な物を持ってきた場合には、指導の上、学校で預かり保護者へ返却する。
- (2) (1)が続く場合は、保護者に来校を求め、指導する。
- (3) 状況（危険性、悪質性、多発性）に応じて、予告なしで、持ち物検査を実施することもある。

### 4 携帯電話について

- (1) スマートフォン・携帯電話等の情報通信機器の校内への持ち込みは原則禁止とする。無断で校内に持ち込んだ場合は、指導の上、学校で預かり、保護者を通して返却する。

### 5 服装・頭髪について

- (1) 制服は学校既定（上着・スカート・半ズボン・長ズボン・白ポロシャツ）のものを着用する。
  - ・くつ下の色は、黒・紺・白色の無地（ワンポイントは可）とする。
  - ・服装については、児童の体調や気候に合わせて、黒・紺の無地（ワンポイントは可）のベスト・セーター・カーディガン等で登校してもよい。（ただし、始業式・入学式・終業式・卒業式・その他指定した学校行事等については、上着を着用する。（1学期終業式、2学期始業式を除く。））
  - ・黒や紺（無地）のタイツ・ストッキング・スパッツ（タイツ状でくるぶしまでのもの）を履いてもよい。
- (2) 学習や運動の妨げにならないような頭髪とする。
  - ・染色・脱色、パーマ、一部刈り上げ（ツープロック）、左右非対称等（アシンメトリー）は禁止する。
  - ・肩より長い髪は、黒・紺・茶色のゴムやピンでまとめ、前髪が目にかからないようにする。髪飾りなどは使用しない。

## 6 問題行動への指導

### (1) 授業不参加・授業妨害の指導

- ・授業不参加や授業妨害・立ち歩きを行い、指導に従えない場合は、特別な指導を行うとともに、保護者に連絡する。
- ・授業妨害、立ち歩き、授業抜け出しを繰り返す場合は、保護者に来校を求め、指導する。

### (2) 器物破損の指導

- ・事実確認と指導の上、家庭へ連絡する。内容によっては、保護者に来校を求め、状況説明をする。
- ・不慮の事故でない限り、基本的には保護者が弁償をする。

### (3) 暴言・暴力行為の指導

- ・事実確認と指導をした後、家庭連絡をする。また、家庭でも指導する。
- ・指導後、改善が見られない場合は、状況に応じて特別な指導を行う。

### (4) 落書きの指導

- ・事実確認をした後、必要に応じて落書きをした当事者に落書きを消してもらおう。
- ・保護者に連絡をして状況を説明する。悪質な場合は、保護者に来校を求める。

### (5) 万引き・喫煙の指導

- ・警察に補導された場合は、学校に連絡があった場合でも、保護者引き取りを基本とする。
- ・校内で喫煙が確認された場合は、事実確認の上、指導する。その後、保護者に来校を求め、状況説明をし、家庭でも指導を行う。
- ・常習化が見られる場合、関係機関（警察、子ども家庭支援センター等）との連携を図り、指導とともに心のケアを行う。

### (6) 道路や川での遊び・火遊び・エアガンなどによる危険行為の指導

- ・事実確認と指導の上、保護者に来校を求め、状況を説明する。
- ・被害がある場合は、保護者、本人が弁償、謝罪を行う。

### (7) 危険な場所（屋上、ひさし等）への出入りの指導

- ・厳しく指導の上、家庭へ連絡する。
- ・繰り返す場合は、保護者に来校を求め、状況説明をして指導を行う。

## 7 不登校・長期欠席の指導

- (1) 地域民生児童委員や子ども家庭支援センター、県立広島大学等の関係機関とも連携して教育相談を勧めていく。
- (2) 状況に応じて、相談室での学習や時間差登校を行う。

## 8 いじめ等心の相談

- (1) 被害者の心に寄り添い、事実確認をした後、加害者に指導を行う。
- (2) 双方の保護者に状況を説明し、再発をさせない指導を行う。

## 9 特別な指導について

### (問題行動への特別な指導)

- (1) 次の問題行動を起こした児童で、教育上必要と認められる場合は特別な指導を行う。
  - ・法令、法規に違反する行為
  - ・本校の校則（生活のきまり）に違反する行為及び、①いじめ②登校後の無断外出③指導無視及び言動等④学校が教育上指導を必要とすると判断した行為⑤学校が生活上危険と判断した場合

### (特別な指導)

- (1) 説諭（校長、教頭、生徒指導担当、担任等）
- (2) 学校反省指導（別室反省指導、授業反省指導）
- (3) 家庭反省指導
- (4) 保護者連携による指導

### (反省指導の内容)

- (1) 別室反省指導（登校させて始業後、別室で日課に従った学習や作業及び反省を行う。）
- (2) 授業反省指導（別室指導において一定の成果が認められた場合に、通常の学校生活（授業等）で学習や作業及び反省を行う。）
- (3) 家庭反省指導（家庭において、保護者が当該児童に指導を行う。）

### (学校反省指導の期間)

- (1) 別室反省指導及び授業反省指導の期間は、問題行動の程度や繰り返し等の状況を鑑み、学校が判断する。

(附則)

この規定は平成 28 年 4 月 1 日より施行する。

この規定は令和 5 年 1 月 10 日より一部改訂する。